

令和6年7月19日

第7回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第7回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月19日(金) 午後2時00分から午後3時7分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 欠 員	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

5番 川口 美奈子 委員、 10番 武藤 栄利 委員、 13番 佐藤 孝志 委員、
17番 松本 太 委員

農地利用最適化推進委員

なし

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第38号 現況確認証明申請について

第4 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出に
ついて

第7 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願いします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（奥平貢市）会長 これより、令和6年第7回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中15名、推進委員18名中18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、10番武藤栄利委員、13番佐藤孝志委員、17番松本太委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、3番大内和長委員、4番菅野一紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第38号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配布しております「農地法第4・5条許可申請地案内図」をご覧ください。8ページ以降の第5条に係る議案番号が誤っておりましたので、お詫び申し上げ訂正をお願いいたします。議案第41号と記載しておりますが、正しくは議案第42号となりますのでよろしくお願いいたします。お配りしております図面の8ページからの5条関係、議案第41号と記載しておりますが、正しくは第42号となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは事務局よりご説明いたします。

議案第38号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年7月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、、登記地目・畑、現況地目・畑、面積1,483平方メートル。非農地の事由についてですが、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号2、農地の所在、、登記地目・田、現況地目・田、面積1,267平方メートル。非農地の事由についてですが、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号3、農地の所在、、登記地目・畑、現況地目・原野、面積75平方メートル。非農地の事由についてですが、周囲を宅地・公衆用道路等に囲まれており、申請地は狭小であり、農地としての利用が困難であるものであります。

続いて議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在、外1筆、登記地目・畑・田、現況地目・畑・田、面積計5,364平方メートル。非農地の事由についてですが、

今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号５、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・山林、面積７３５平方メートル。非農地の事由についてですが、１０年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号６、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積１，３１１平方メートル。非農地の事由についてですが、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

１８番（齋藤弘美）委員 １８番齋藤です。議案第３８号番号１と２について調査内容を報告いたします。７月３日に安齋浩一委員、伊藤委員と私、事務局から佐藤事務局長と宮崎さんの５名で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、番号１と２は、草が生い茂っているだけで、草を刈れば農地として利用することが可能であることから、非農地とは認められないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

１番（野地太郎）委員 議案第３８号の３番についてご報告いたします。７

月2日午後1時30分から、局長さん、笹崎さん、そして推進委員の安齋秀明さん、大内信一さんの5人で現地を確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりであります。新しい道路ができて土地が二分化され、残った土地ということで、それも傾斜地であるため機械が入るとかそういうのも全くできない感じでありましたので、やむを得ないということで、原野に見立てました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案第38号4と5について調査内容を報告します。7月2日午前9時30分より、事務局より佐藤局長、笹崎さん、あと武藤健之委員あと佐藤薫委員と私と5名で現地確認しました。4と5のうち5のほう先に見たので5のほうを説明します。道路から見て畑に木が生えているので、ここは山林という判断をいたしました。4番の[REDACTED]ですが、畑ということで場所は見えなかったのですが、そこに行くのに20～30メートル入って中をみた結果、草だけで木が生えてないのでもうすぐ畑になるというみんなの認識でした。あと続いて、[REDACTED]の田んぼですが、周りが全部耕作してあってそこ1か所だけが荒れている状況なのですが、道路とか農道についてはきれいに整備されているので、田にできるという判断になりました、一応田んぼということにしました。以上皆様のご審議よろしく願いいたします。

26番（石川重彦）委員 議案第38号番号6について調査の内容を報告いたします。7月3日午前9時より、農業委員武藤栄利さん、推進委員菅野正寿

さん、事務局から佐藤局長と宮崎さんと私で、5名で調査をいたしました。現地については、草は生い茂っていましたが、草を刈ればすぐ農地として使えるということで、非農地ではないというふうに判断いたしました。皆さんのご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 議案第38号、番号1から番号6について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第38号、番号1から番号6については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年7月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書5ページから6ページにかけてご覧願います。

番号2から番号4につきましては、自作地相互の交換のため、申請地を所有権移転するものであります。

番号5につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号6から番号8につきましては、自作地相互の交換のため、申請地を所有権移転するものであります。

続いて、議案書8ページをご覧願います。

番号9につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号10につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号11につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

30番（大石忠雄）委員 議案第39号番号1について調査内容を報告します。7月16日午前10時30分から、松本太委員と2人で現場を調査しました。譲受人の■■■■さんはこの辺の一带を取得して農業をしております。行政書士の■■■■さんも一緒に来られました。特別問題は無いと思っております。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。議案第39号1から9までまとめて調査内容を報告いたします。これは農業の農地の施設というか農地集合するために、話を聞きましたらば、遡ること30年前あたりにこの農地全てが市道の改良工事のために一時捨て場として利用した農地を、地権者に市の方で全て換地して登記して渡すという口約束で捨て場として利用等許可したわけなんですけども、たまたま今年になって、■■■■さんというお母さんが自分の固定資産税の台帳と図面とを照らし合わせをしてみたら、自分が利用してない農地が入っていたってことで、その周りの地権者の人たち皆さんで集まってもらって話し合いをしてみたら、ある人が結局これは30年前に農地の市道の拡張工事で一時捨て場として利用した農地をその時は農地の権利まで市の方でやりますよっていう口約束で農地を貸したんですけども、それがずっと滞っておりまして、現在に至っていたということになってんですね、それであの2番から9番まで3条交換移転並びに無償移転ということになってますけども、■■■■さん、

■■■■さん、■■■■さん、それから■■■■さん、この人達に14日の日に私と推進委員の平さんで、■■■■さんが所用であって来れなかったんですけども、3人の方に現地に来ていただきまして、話を聞いたところそういう内容でございました。それではじめてこのままでは次の世代に相続するのに難しいものがあるので今回改めて登記に踏み込んだ、登記をしたいという手続きのために、今回1から9まで合わせて申請されたっていう内容でございます。現地確認の結果なんの問題もなく許可適当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

36番（大内信一）委員 36番大内です。議案第39号番号10について調査内容を報告します。7月15日12時43分に譲渡人■■■■さんに電話したところ、現地確認は遠方で行けないとのことで議案書にて聞き取り間違いないことを確認しました。その後、譲受人の■■■■さんに電話したところ、3時に現地に行かれますということなので、農業委員の佐藤孝志さんとともに午後3時より■■■■さんから聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第39号番号11について調査内容を報告いたします。7月の12日の夜ですが、譲渡人の■■■■さんに電話で確認いたしました。それで■■■■さんにも電話で現地を確認させてほしいということで連絡をいたしまして、14日の午後1時から遠藤康子推進委員とともに現地

で確認するわけだったんですが、■■さんが急に都合悪くなった、急用ができて来れないということで私と遠藤康子推進委員で現地を確認してまいりました。内容は事務局説明のとおりで特に問題は無く許可適当と考えます。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

16番（馬場利正）委員 今話があった2番から9番の本来は市でやらなくちゃなんないものを30年後にやったということで、勝則さんには大変ご苦労様でございました。あのこういうものについてはですね、市のほうから登記に対しての助成とかあるいは本来やらなくちゃなんないことを今になってやるってことは約束事を反故にしたってということになるように私は思ったのですが、その辺はどのような形で登記っていう形になるのか教えてもらいたいんですが。

議長（奥平貢市）会長 はい。事務局どうですか。

事務局 今のご質問なんですが、馬場委員おっしゃるとおりに市のほうも市道の改良等ですね、こちらが要因とは思うんですけども、年数が古すぎてどういった経緯で今まで行ってきたのか確認できなかったものですから、今後こういったことがですね、注意はしていきたいと思うんですけども、今回の案件に関しましては経緯の方が不明ということでこういった形で3条という形で出てきたものですから、事務局としては申請を受け付けるということになっており

ます。今後に関しましては、担当部局とこちらのほう調整等はかけていきたい
と思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 という説明なんですが、馬場委員よろしいですか。

16番（馬場利正）委員 はい。今の話ですと30年前からこういう話なん
ですけども、実は私も、あれは何年前かな、[]の登記が未済だったという
ことで[]では登記料を払って自分の土地を[]のものにしたんですが、
こういったものっていうのは、ある程度農業委員会と財政当局と話し合いなが
ら一部詳細であれなんであれ一生懸命市の情勢のために尽くした人、あるいは
30年後に尽くした人に対してはあまりにも非常な処置だと思いますので、今
後は話し合いをしながらですね、こういう登記をしていただいた方に何らかの
財政的な支援ができるような協議をしていただければと思います。以上です。

議長（奥平貢市）会長 はい。事務局よろしいですか。

その他質問等ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので採決に移ります。

議案第39号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに
賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第39号、番号1から番号
11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和6年7月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請地周辺で貸駐車場の需要が見込まれるため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。平成3年頃に整備した駐車場が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、給水管理埋設工事を行うため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番菊地です。議案第40号番号1と2の調査結果を報告いたします。はじめに番号1についてですが、7月17日午前10時から現地にて行政書士の■■■■さん松本太委員と私の3人で現地確認をしました。申請人の■■■■さんには電話にて議案内容に間違いがないことを確認しました。調査結果議案書とおりであり、許可適当と判断いたしましたので、皆様の審議よろしく願いいたします。

続いて番号2について報告します。7月17日午前9時30分から現地にて行政書士の■■■■さんと松本太委員と私の3人で現地確認をしました。申請人の■■■■さんには電話にて議案内容に間違いがないことを確認しました。調査結果、■■■■さんは土地を現状維持のまま利用していきたいとのことで、顛末書も出ていることから許可やむなしと判断しました。皆様の審議よろしく願いします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第40号番号3について調査内容を報告いたします。去る14日午前9時10分、行政書士の■■■■さんと遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可適当と判断いたしました。なお申請人の■■■■さんは遠地のため電話での確認で申請に間違いがないということでございました。なお、この畑を宅地分譲するために給水路を移転するということでの

申請のようです。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第40号、番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第40号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について。

次のとおり願出があったので、下記の土地について許可処分を取り消すものとする。

令和6年7月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

申請人は[REDACTED]について、令和5年12月25日付けで太陽光発電設備のための転用許可を受けましたが、地質調査の結果、設置が困難な場所であることが判明したため、農地法第5条の許可を取り消すものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

27番（菅野正寿）委員 議案第41号について調査結果を報告いたします。

この案件は、昨年の12月に武藤一夫委員とともに現地に調査をして許可されたものでありますが、今回7月13日に譲渡人の[REDACTED]さんに電話をし、その後7月14日に譲受人の[REDACTED]担当の[REDACTED]さんに電話で確認をしたところ、太陽光発電設置のために支柱を打ち込むためのスクリーを1メートル60センチ打ち込まなければいけないところ、1メートルくらいからコンクリートの破片、建築廃材の瓦礫等々の廃棄物が出てきてスクリーが打ち込めなくなったと、何か所もスクリーを打ち込みましたが、まともに打ち込まれたのは1か所しかないということが、今年になって判明し、譲受人の会社の方で社内協議をした結果、太陽光発電設置にはとても不適切であったということで、社内で断念する判断をしたということで譲渡人の[REDACTED]さんにも連絡をし、やむを得ずという結果ということが分かりました。この

該当農地は10年以上前に地元の産業廃棄物処理場として、その後埋め立てをして、業者の説明だと1メートルは埋め立てしたということでありましたが、今回このような案件になったということで、ここは大規模な産業廃棄物処理場でしたのでおそらく県の許認可のもとで農地として復元したものであると思いますが、今後こういう案件に関しては適切に農地として活用できるのか、この辺が今後の案件として十分に検討する必要があるなあというふうに考えましたので、今回の案件に関してはそういう意味では瓦礫が1メートル下から出てきたという案件でありましたので今後の課題になるかと思います。以上調査結果を報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第41号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第41号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第 7、議案第 4 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　事務局よりご説明いたします。議案書 1 1 ページをご覧ください。

議案第 4 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 7 月 1 9 日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号 1、事後申請になります。昭和 1 7 年頃に整備した車両通路が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、既存の駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

続いて、議案書 1 1 ページから 1 2 ページにかけてご覧ください。

番号 3、一時転用になります。太陽光発電設備設置工事を行うにあたり、資材置場が必要となるため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他

の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断される
ものであります。

番号４、製品需要に伴い工場用地が不足するため、申請地に工場敷地の拡張
を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、側溝へ排水します。農地区分につ
いて、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第１種
農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的
に許可することができると判断されるものであります。

番号５、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。
汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低い
その他の農地に該当しますので第２種農地と判断されるものであります。

続いて、議案書１４ページをご覧ください。

番号６、給水管埋設工事を行うため、申請地に計画します。汚水の発生はあ
りません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域
にありますので第３種農地と判断されるものであります。

番号７から番号９、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計
画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生
産性の低いその他の農地に該当しますので第２種農地と判断されるものであり
ます。

番号１０、一時転用になります。土木工事を行うにあたり、資材置場が必要
となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分につ

いて、[REDACTED]は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。[REDACTED]は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

続いて、議案書16ページをご覧ください。

番号11、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

30番（大石忠雄）委員 30番大石です。議案第42号の番号1と2について説明いたします。7月16日午前11時より松本太委員と調査をいたしました。譲渡人の[REDACTED]さんと譲受人の[REDACTED]さんは電話にて確認しております。行政書士の[REDACTED]さんから説明を受け、住宅地の横の出入り口なんですけども、これが違反転用ということで、どうしてもそこがないと出入りできないということで、顛末書も出ており仕方がないと許可するしかないと思います。

続いて2番なんですけども、その前と横のところ駐車場と資材置き場にし

たいということです。これも特別問題ないと思って許可適当ということに判断しました。以上です。

4 番（菅野一紀）委員 4 番菅野です。議案第 4 2 号番号 3 について調査内容を報告します。7 月 1 6 日午前 1 0 時より推進委員の大石忠雄さんとともに、貸付人[]さん、借受人株式会社[]の代理人の[]行政書士法人担当の[]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は当時除染の土地ですね、トンパックの仮置き場になったところで、土側溝ではありますが、排水路は万全であるというふうに思われます。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。また、7 月 5 日午前 9 時 3 0 分ごろ、旧二本松地区の農業委員推進委員、事務局から局長、菅野さん、合わせて 1 3 名による現地確認をいたしました。皆様の審議よろしく願いいたします。以上です。

1 2 番（根本信康）委員 1 2 番根本です。議案 4 2 号の 4 について現地調査また説明したいと思います。この案件につきましては、二本松地域の委員さんと会長、会長職務代理、事務局長、菅野さんに立ち合っていただきました。立ち会ったんですけども現地を説明する方が来てなくて、皆さんには場所だけしか見ていただけないような状況でした。それで譲渡人の人たちは 7 月 1 6 日に 1 人ずつお会いしまして、間違いなく譲るような形にはなっていますということ、あと行政書士の[]さんのほうには、もう一度確認と説明をしてくれというようなことを言ったんですけども、タイミングが合わないというか私

のほうの都合が悪くて、[]さんには電話でご説明をしていただきました。排水関係とかその辺につきましては、ちゃんとできているような、ちゃんというのはちゃんと経路を通して流れるというような形でご説明がありました。説明的には何ら問題なく許可適当と思いました。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。議案42号5について調査報告をいたします。内容については事務局説明のとおりです。去る17日午後1時30分現地において、[]行政書士法人から[]さん、推進委員の伊藤金志さんと私が現場にて立ち合いをいたしました。譲り渡しの[]さんとはなかなか連絡が取れなくて、当日の朝になってようやく取りまして、調査内容確認を電話にていたしました。[]さんからは[]さんとの同意確認書というものも見せていただきました。この土地は5月に現況確認をいたしまして、畑としてまだまだ使えるということでありましたが、[]さんのほうも今はなかなか難しいということで、こういうふうな形での農地利用もあるのかなど、そういうことで納得をいたしました。譲受人の株式会社[][]さんについては、畑ではありますが、ここは設置型の太陽光発電をすることでありましたので、転用には問題はないわけですが、先程議案41号のこともあり、大変苦渋した中での判断でありました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第42号番号6について調査内

容を報告いたします。14日午前9時譲受人の[]氏、行政書士の[]氏に遊佐一夫推進委員と共に現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可適当と判断いたしました。譲渡人の[]さんは電話での確認で申請に間違いのないことです。なおこの案件は先程の40号番号3と同じ宅地を分筆したものでございます。皆様方の審議よろしく申し上げます。以上です。

36番（大内信一）委員 36番大内です。議案42号番号7、8について調査内容を報告します。最初番号7についてですが、佐藤孝志委員が7月16日の午後、譲渡人[]さんに数回電話しましたが、全然応答がないということで、連絡はその日は取れませんでした。同じく[]さんに電話しまして議案書にて聞き取り間違いのないとの確認をしました。それで午後3時55分、譲受人の株式会社[]の連絡先は、[]行政書士法人になっていますので、そこに電話したところ担当の[]さんが出まして、電話にて議案書にて確認しました。番号8についてもその時合わせて確認をしました。7月17日次の日、[]さん方へ直接午前8時25分に自宅にお伺いしまして、自宅におりました。それで議案書にて聞き取り確認しました。番号8についてですが、7月16日午後、譲渡人[]さんに電話しまして、議案書にて聞き取り確認をしました。現地確認はキュウリで忙しいのでお願いしますとのことでした。それで現地確認は佐藤孝志委員と私とで7月17日、番号7が午前9時30分から、番号8が午前10時から行いまし

た。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。審議の程よろしく願いいたします。

25番（佐藤 薫）委員 25番佐藤です。議案第42号の番号9について調査の結果をご報告いたします。7月17日午前10時から現地にて譲受人の[]の[]さんと、[]の[]さん、農業委員の安齋喜八さんと私、4人で現地にて確認いたしました。内容等については事務局説明のとおりでございます。なお、譲渡人の[]さんはお勤めのほうが休めないのでは出れませんということで、電話にて確認しました。現地は荒れてはいるんですが、もともと畑ということで平らな所でありまして、近隣で農家をやっている方もおりません。ただ、その下のほうにハウス栽培やいろいろ農地もあるので、十分排水等に気を付けてやってくださいということを申し添えました。なお、[]の[]さんのほうからは近隣の住宅には説明して皆さんに了解を得ていますという返答をいただきました。許可適当なのかなと判断いたしましたので皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案第42号10番について説明いたします。16日午前10時より、推進委員の佐藤薫さん、あと地権者の[]さんが仕事なんで奥さんの[]さんが来てくれました。あと[]は[]さんに来ていただいて、4人で現地で説明を受けました。その場所というのが名目津温泉に入る道が昔S字に曲がったところをまっすぐに道

路を造り、その両端が残った丸い変な土地なんです。だから■■■■さんとすれば使いつらいので使っていない土地ですということです。そこに資材置場とプレハブを建てたいと■■■■さんのほうが言っていました。■■■■さんに何の工事が始まるんですかと聞いたところ鉄塔を造るんでその準備で資材置き場にしたいとのことでした。場所的にそんな問題がないので許可适当と思います。皆さんの審議よろしくお願いします。

26番（石川重彦）委員 議案42号番号11について調査の内容を報告いたします。7月12日午後4時から現地において、譲渡人の■■■■さんと農業委員武藤栄利さん、私と3人で現地を調査いたしました。借受人のほうは分からなかったのですが、■■■■行政書士法人のこの■■■■さんに電話をかけて確認をいたしました。何ら問題はなく許可适当であるというふうに判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第42号、番号1から番号11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第42号、番号1から番号11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。

議案第43号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年7月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、7月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書25ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区、35筆、計49,582.00平方メートル。安達地区、9筆、計11,648.00平方メートル。岩代地区、7筆、計6,071.00平方メートル。東和地区、4筆、計1,900.00平方メートル。合計、55筆、計69,201.00平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書 17 ページの番号 3、議案書 18 ページの番号 3、番号 4、議案書 22 ページの番号 13 になります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 15 につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 43 号、番号 1 から番号 15 について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 43 号、番号 1 から番号 15 については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和 6 年第 7 回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後 3 時 7 分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年7月19日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員